権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 請求権を行使できない債権

債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、破 産法第253条第1項の規定により当該債権の請求権を行使できないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費返還金	5,280,000円	2009
2		生活保護費戻入金	58,370円	2 0 1 5
3		生活保護費返還金	64,604円	2 0 1 1
			1,221,064円	2 0 1 7
4		生活保護費戻入金	75,447円	2 0 1 6
5		生活保護費戻入金	9,864円	2 0 1 6
6		生活保護費戻入金	106,700円	2 0 1 7
7		生活保護費返還金	6,308,355円	2 0 1 6
8		児童扶養手当返還金	931,720円	2 0 1 2
		児童育成手当返還金	1,039,500円	2 0 1 2
		生活保護費戻入金	180,000円	2 0 1 5
9		生活保護費返還金	35,903円	2 0 1 6
1 0		生活保護費返還金	270,000円	2 0 1 5
1 1		生活保護費戻入金	11,987円	2 0 1 8
		生活保護費返還金	3, 595, 583円	2 0 1 8
1 2	_	生活保護費返還金	236,062円	2 0 1 5

1 3	児童扶養手当返還金	180,000円 2016
1 0	児童育成手当返還金	180,000円 2016
1 4	生活保護費返還金	262,827円 2017
1 5	生活保護費返還金	568,053円 2016
		316,503円 2005
1.0	生活保護費徴収金	3,086,307円 2007
1 6		6,742,324円 2012
	生活保護費返還金	588,955円 2008
1 7	生活保護費返還金	302,000円 2019
	止∀ II -	96,407円 2017
1 8	生活保護費戻入金	30,702円 2018
	生活保護費返還金	6,377円 2019
1.0	生活保護費戻入金	380,000円 2015
1 9	生活保護費返還金	22,784円 2016
2 0	生活保護費返還金	41,410円 2018
0.1	从江口章 走 建加瓦	282,720円 2013
2 1	生活保護費徴収金	134,613円 2016
0.0	⊬ 江 口 ≑# 弗 \ □ \ 严 人	202,000円 2016
2 2	生活保護費返還金	176,562円 2017
	国民健康保険療養給	F.C.1. C.1.0 III. 0.0.1.0
0.0	付費返還金	561,618円 2019
2 3	国民健康保険出産育	490 000 000
	児一時金返還金	420,000円 2019
2 4	生活保護費戻入金	107,200円 2017
2 5	生活保護費返還金	102,500円 2013
I	<u>l</u>	<u> </u>

2 6	生活保護費返還金	276,200円	2017
2 7	生活保護費戻入金	81,669円	2015

2 請求権行使に実効性がない債権

債務者が死亡し、法定相続人が存在しない、又は、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理されたことから、債務者が不存在となり、かつ、亡債務者の相続財産管理人は選任されておらず、相続財産の価額が選任の申立てに要する費用を超えないと見込まれることから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費戻入金	289,332円	2016
		生活保護費返還金	4,235,619円	2016
			28円	2 0 1 7
2	<i>H</i> -	生活保護費戻入金	46,365円	2015
		生价 体暖貝 庆八並	245,224円	2017
		生活保護費返還金	773,274円	2016
3		生活保護費返還金	351,500円	2018
4		生活保護費返還金	6,665,272円	2016
5		生活保護費戻入金	251,940円	2019
6		生活保護費戻入金	77,160円	2018
7		生活保護費徴収金	1,688,038円	2 0 1 1
8		生活保護費戻入金	79,531円	2019